



# 障害者の ゆたかな**未来**をめざして



「可愛いウサギと十五夜！」 トライズ 渡邊 拓也さん ※紹介が10ページにあります。

## CONTENTS

- ▶ 新しい取り組みがスタート！ ..... P2～5
- ▶ 高齢期の障害者家族の生活問題と社会的支援⑧ ..... P6～7
- ▶ 障害者の「親なき後」問題と成年後見制度⑨ ..... P9

2021年9月10日 毎月1回10日発行 一部100円（法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます）

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3  
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <http://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・  
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

# がスタート!

## 2021年度がスタートして半年 新たな取り組みを紹介します!

ゆたか福祉会にとって2021年度は、第6期総合計画策定の2年目にあたります。今年度の事業計画の中では「引き続き、新型」コロナウィルス感染症防止対策を重点の課題に置きつつ、第6期総合計画の再スタートをきっていく一年として位置づけ、その取り組みをすすめていく」とあります。新年度がスタートして半年、この間の新たな取り組みについて紹介します。

### 次代を担う幹部職員を対象に

#### 新管理職研修スタート

#### はじめに

今年度の事業計画「経営組織・運営機構の強化」では、世代交代へむけ積極的に若手の管理職登用を図ってきたため、その人材育成を丁寧にするため、具体的にには定例の管理職会議や新管理職研修の充実とともに、課題や悩み等について日常的に相談・サポートできる体制を設けていくとあります。

特に新管理職研修については、実践的内容で行い、学びが日々の管理労働につながるようにすること、また機関会議メンバーを講師に系統的に学ぶことができるよう、年間計画を作成することを新たな

重点としました。

機関会議の討議では、「自らの責任で運営する事業所に責任がもてるようになっていくことの大事さ」

や「経営理念と結びつけながら、ゆたかの50年を振り返ると何が大事だったのか、創ってきた人たちの思いを自分の言葉で語れるように」等の意見が出されました。

また会議メンバーから4名の担当者を選出し運営集団を構成。研修内容の充実を図るとともに、会議にフィードバックしながら進めていくことを確認しました。

新管理職研修に毎回参加されている理事長からの、今年度研修に向けたメッセージを紹介します。

### ゆたか福祉会の理念を 事業運営と実践の基本に

ゆたか福祉会は、全国で最初の共同作業所「ゆたか共同作業所」を設立しての半世紀を2019年に迎え、新たな時代に向けたスタートをきりました。この局面の重要な課題は、歴史を担い切り拓いてきた幹部の世代交代を行い、新しい幹部を養成していくことです。そのためには、新管理職研修等の充実を図り、歴史を伝え、事業の基本や根本である「事業理念」を伝えることが重要であると考えます。

ゆたか福祉会は、設立当初からなんらの資金もなく、大きな企業や政治家の後ろ盾があったわけでもなく、障害者の働く場の創設を基本に、人権と発達保障を掲げて

活動を開始しました。そして、そのことに共感した「あいち中小企業家同友会（当時は名古屋中小企業家同友会）」の応援を受けて設立されました。そのため、初代理事長の今井保さん、2代目の二村一郎さんも、同友会の常任理事会から派遣していただきました。今井理事長から語られたのは「理念なくして、経営も管理もなし」という言葉でした。同友会は、設立時も今も「何のための事業か、会社の経営か」を問い、「理念」を重視しています。

当然、ゆたか福祉会も設立当初から「理念」を重視してきました。最初に明確な理念を整理して明らかにしたのは、1975年の第1回総括研究会の基調報告においてです。それから何度かの変更を経て、特に混乱期といわれる2000年代前半の誤りを克服

# 新しい取り組み

し、総括し、二度と同じ誤りをしないように再生をめざした40周年に、現在の「理念」を確定してきました。

昨年度の新管理職には、新所長1名、新副所長6名のあわせて7名を任命し、新管理職研修に参加してもらいました。私が講師を務める理念の講義に際し、「個人として又は事業所として、ゆたか福祉会の理念の学習をしたり、討議したことがありますか」と問いかけたアンケートに、残念ながら「ほとんどない」という回答が返ってきました。3年前、理念について職員意識が高まるようフレッドカードを作成し、全職員に配布。各職場での学習討議を呼びかけ、全職場で推進した経過がありましたが、改めて理念が定着することの困難を実感し、今後のゆたか福祉会の事業運営に危機感を感じました。

の最重要課題に位置付け取り組みをすすめているところです。

## スタートに向けて

今年度の新管理職研修は、新所長、新副所長が各5名であることから、昨年度のような合同ではなく、それぞれで開催する対面の1日研修としました。研修スタートは6月、新所長研修は月1回開催の10回、新副所長研修は偶数月開催の5回としました。研修は「ゆたか福祉会の管理職として学ぶべき研修」と「事業所運営の責任者として、その役割を担う力を培う研修」に大別し、「事業運営の基本」「財務管理」「労務管理」「制度・情勢」「組織運営」「実践課題」の6テーマを年間で振り分けるとしました。

人に任せられることのないよう、法人としての「しくみ」を整備していくことの課題が見えてきました。また、年度初めの膨大な行政への書類提出や、勤怠チェック、財務チェック等、初めて行う管理業務が目白押しになる為、毎日、毎週、毎月のやるべきことを整理して伝えながら、細かくサポートしていくことの大事さが出されました。毎月所長が提出する月次報告書を活用していくことも確認しました。

新副所長については、引継ぎは所長が伝えるとし、研修では将来も見据えて、まずはしっかりと理念を引き継げるようにしていくこと、議論を重視していくことにしました。

## 4ヶ月が過ぎて

これまで新所長研修は「事業運営の基本」「労務管理」「財務管理」等のテーマで3回、新副所長研修は「管理労働を考える」「歴史と事業から経営理念を考える」「労務管

理」等のテーマで2回実施しました。それぞれに研修を行ってまず感じたのは「若い」ということです。

新所長の平均年齢は37.8歳、「ゆたか」における正規職員としての経験年数は3年〜15年、新副所長では29.4歳、6年〜10年という状況です。特徴としては異動経験がほとんどなく、最初に入職した事業所・分野で経験を積み重ねてきた職員であり、新副所長についてはこの間の研修の「しくみ」の中で育ってきた職員ということでした。

新所長研修では、「副所長と所長では業務量や責任の重さが全く違う」「日々、これでいいのか」と問いかけて、悩みながらアツという間に過ぎていく」という声が聞かれました。事業計画で掲げた「日常的に相談・サポートできる体制づくり」が重要な役割を持ちます。前向きに頑張ろうとする姿に、また「この研修があつて良かった」という言葉に、対面研修での「強み」を活かし、今後も取り組んでいきたいと思えます。

研修部長 向幸子



# がスタート!

来年4月開設をめざし、  
地域生活支援拠点事業所の  
建設が始まります!

広報5月号でお知らせしました「地域生活支援拠点事業所」の建設がいよいよ始まりました。

8月20日には「地鎮祭」を行い、9月から本格的に工事が開始されています。建設は株式会社前田工務店が担当しています。来年4月のオープンをめざしています。



「地域生活支援拠点事業所」とは  
私達が準備をしている「地域生活支援拠点事業所」は、グループ

プホームと短期入所を併設した事業所で、地域の事業所と連携しながら、地域で暮らす障害のある皆さんの緊急時の受け入れ「お助けシヨート」や、グループホームの体験入居「お試しグループホーム」を行う事業所です。名古屋市の障害福祉計画では、市内16か所での開設をめざすとされている事業所のひとつとなる予定です。

## ゆたか福祉会がつくる「地域生活支援拠点事業所」

建物はゆたか作業所・法人本部の建物の西側に建設しています。4階建ての建物で2階3階がグループホーム居住フロアです。2階には短期入所、体験入居の部屋を確保、1階には相談事業所も併設します。  
また、1階には食堂と厨房、機械浴2台を設置する浴室があり、

4階は日中活動が可能な多目的室や相談室を配置する予定です。

ゆたか福祉会はこれまで、たくさんさんのグループホームを整備してきました。また、相談事業所やヘルパー事業所なども運営し、障害のある皆さんの地域での暮らしを様々な形でサポートしてきました。今回私達が準備している「地域生活支援拠点事業所」は、これらの事業のセンター的な役割を持った事業所として位置付けていきます。

## 建設協力基金に

ご協力ください

今回の建物は、身体障害の方達の利用を想定しており、床面積も広く設備面でも配慮をしています。それだけに整備予算の規模も大きく、補助金や借入金で多くの部分はまかなうことができますが、多額の自己資金も必要です。建設協力基金の取り組みも行っています。ぜひ多くの皆様のご協力をお願いします。



建 物：鉄骨造 4階建て  
床面積：1206.44㎡  
グループホーム定員：18名（内体験利用1名）  
短期入所：2名（内1名緊急シヨート）

整備費用	金額	整備資金内訳	金額
建設工事費 (設計管理含む)	452,870,000	国庫補助金・ 市補助金	80,420,000
初度備品	5,000,000	借入金	207,000,000
		自己資金+寄附金	170,450,000
合 計	457,870,000	合 計	457,870,000

# 新しい取り組み

## 職員同士で支え合える職場を目指して 「グッジョブカード」の取り組み

### ゆたか生活支援事業所みなみ

ゆたか生活支援事業所みなみは、南区に点在する「グループホームエール・II」「ホームのり」「元塩ホーム」「第二光荘」で構成され、26名の利用者の暮らしをサポートしているのは、若手からベテランまで30名のスタッフです。今回はこの5月から開始した「Good Job Card（グッジョブカード）」の取り組みについて紹介します。



グッジョブカード

グッジョブカードとは、相手の良い行動や感謝の気持ちを伝えるカードです。この取り組みを始めるときは、2つあります。

一つは虐待防止の取り組みで「支援の中でいらいらすること・困っていること」についてのアンケートを行った際、新しい職員を含め、改めて困っている支援を共有したことで、一緒に働いている職員で支え合える関係を築いていくことの大切さを感じたことです。二つ目は「複数あるホームに勤務する職員間でのコミュニケーションを活発にしたい」という思いからです。

グッジョブカードは一人ひとりが相手に関心を持ち、良いところを認めたり、感謝の気持ちを伝えることで、職員間のコミュニケーションの活性化やモチベーションの向上を目指しています。グッジョブカードと書いたことがあったら、カードに記入して相手

のレターケースに入れます。ルールとして、ネガティブなことは書かず、ポジティブな内容で書くので、受け取った人は悪い気はしません。

取り組み後のアンケートでは、「良いところを探すために、周りのことをよく見るようになった」「カードを頂いたことで、少しモチベーションが上がった」「もらえると純粋に嬉しい」といった声や、「グッジョブカードに書かれている支援や言動」を現場会議などでオープンにしてみてもどうか（現在はカードの内容を共有していない）という提案など、色々な意見がありました。

自分の支援だけでなく、全体を見ようとする視点を持つ事で視野が広がり、また「見られている」という意識を持つこともできます。一緒に働いている職員が、互いに前向きな視点で意見を交換することができれば、職場の雰囲気が良いくなり、困ったときは職員同士で支え合える職場になっていくので



意見交換を大切に

はないかと思えます。

取り組みを開始して3ヶ月余はじめは一勤務一枚で実施していましたが、業務の負担を考え、現在は月に3枚程度の実施です。また、取り組みへの意識が希薄となっている現状もあり、8月からは強化週間を設けています。

この取り組みは、すぐに目に見える変化があるというわけではないので、中長期的に続け、職場全体の雰囲気が良くなるよう改善・検討を続けていきたいと思えます。

ゆたか生活支援事業所みなみ

横井里美

# 高齢期の 障害者家族の生活問題と社会的支援

## 第8回

### 障害者のケアする権利

今回は、本連載のテーマを少し離れて(でもつながっているとは思っています)、障害者のケアする権利について、書きたいと思います。この夏に私が関わらせていただいた仕事のひとつとして、初めて裁判の意見書を作成しました。その裁判というのが、「障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲裁判」というもので、8月31日に大阪高等裁判所で控訴審が行われます。

この裁判は、線維筋痛症と化学物質過敏症があるシングルマザーで、4人の子ども(そのうち2人には障害がある)を育てておられる方が提訴したものです。主訴は、障害を理由に支給される障害基礎年金と、ひとり親であることを理由に支給される児童扶養手当が以前の制度では、「一人一給付」の原則のためにどちらかを選ばざるを得ず、二人親との比較において(障害者と障害の無い人が結婚した場合、障害者は障害基礎年金、障害のない人は児童扶養手当(障害のある人が稼得が無いという前提)で両方を支給してもらえない)、不平等であるということなどで提訴されました(本訴訟を受け、係争中の2021年3月に児童扶養手当の月額が障害基礎年金等の子加算の月額を

上回る場合、その差額が支給されることになりましたが、本裁判では過去の遡及分についても争っておられます)。私はこの裁判は、障害者の子育て・ケアする権利の確立とそれに際しての具体的な所得保障を求めるもので非常に重要だと考えています。

#### 障害者の子育て・ケアする権利とは

ここではまず、「権利」という言葉の意味について考えてみたいと思います。「権利」という言葉を辞書を引いてみると、「ある物事を自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力(デジタル大辞泉)」とあります。障害者の権利条約の条文の中には、幾度となく「他の者との平等を基礎として」という言葉が出てきます。つまり、権利というのは、他の者と平等に、ある物事を自分の意思によって自由に行うことと考えることができます。そのために、他者、あるいは社会に対して、それを可能とすることを求めることが必要となるのです。

障害者権利条約第23条の「家庭及び家族の尊重」には、障害者の婚姻、家族形成の

権利が次のように明文化されています。

(a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること

(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること

しかしながらそれにく、子育てやケアについて明文化されている箇所はありません。

#### 障害者のケアする権利の 具現化に向けて

障害のある人が子育て・ケアをするということ考えた場合、どのような社会的手立てが必要となるのでしょうか?今回、意見書を書くために、私は、週に1回、当事者のお宅を訪問し、1週間の暮らしや収支状況の聞き取りをさせていただきました。







佛敎大学  
田中 智子

例えば、今回提訴された当事者の方は、線維筋痛症と化学物質過敏症という障害ゆえに、体調が安定せずに家事や育児などができない日もあり、家の外では車いすを使用されています。そのため、家事や育児を行うためのヘルパーが派遣されているのですが、週に数日、午前中のみ利用となっており、夕方、体調が悪いときは夕食をつくってあげることができず、お弁当などが高みます。また、母親としては、お弁当を食べさせて子どもたちに申し訳ない思いがするということ、一緒に調理するなどできないことで家事などの技術を身に着けさせることができないことも悔しいと言われています。重度訪問介護などの制度を利用して、急な体調不良などにも対応できるように長時間のヘルパー利用を希望していました。身体障害のある伊是名夏子さんも、自身のブログで、ヘルパーと調理する様子を伝えておられました。切り方や味付け、調理の手順などをヘルパーに指示しながら、途中の味見もされています。ご自身で調理のすべての過程を行うことはできなくても、子どもたちを「おふくろの味」で育てることはできます。

また、今回、提訴された方は車いすユーザーになって、子どもたちとの外出が本当に難しくなったと言われるようになりました。介護タクシーは割高で元々使いづらかった上に、5人で一緒に乗って移動することはできません。

ん。実際に、1か月間一度も家族全員での外出というのはされていませんでした。

他にも、障害状況にもよりますが、例えば、聴覚障害の方が子どもの泣き声を察知するためのセンサーの購入や、子どもの授業参観や懇談などに障害が無ければ自転車や公共交通機関を使って行けるところがタクシーなどを使わなければならない場合や、子どもと一緒に出掛けるために割高なバリアフリー環境のある宿泊施設に泊まるなど、当たり前の子育てをするための追加的費用が発生する場合が多々あると思います。

今回の制度改正でも、まだ認められていませんが（裁判の争点としても取り上げられていませんが）、私は障害基礎年金の子加算というのは、親の障害を理由に支給されるので当たり前の子育てをするための追加的費用の補填を目的とし、児童扶養手当は子どもの生活費と考えるのが妥当であり、併給調整されるべきではないと考えています（2021年の制度改正では、子加算も児童扶養手当も子どもの生活費という点においては、同一の趣旨の給付ということで併給調整されてしまいます）。

### 当事者・子どもたちの思い

今回、合計で4回、当事者の方のお宅に行かせていただきました。レンジャクワ

ラーなど現代社会においては必須と考えられる家電も揃っておらず、人数分も敷布団もない生活環境、家族での外食や外出などもほとんどされることもなく、子どもたちは習い事や友人づきあいを諦め、専門学校などで購入を指示されるパソコンなども買えない状況です。

子どもたちは体調が安定しない母の代わりに家事を行う時間も多く、年上の子が自分の小遣いから下の子のガイドヘルパーとの外出費用を出すなどのことも見られました。そのような生活状況の中、さらに訴訟まで抱えるというのは本当に大変なことだと思います。それでも訴訟という形で、世に訴えるのは、障害者であること、シングルマザーであること、障害のある子どもを育てること、いずれも偶発的な事象であり個人の責任に帰することはできないにも関わらず、いざそのような状況に置かれると、費用負担は自己責任となり、劣悪な生活を甘んじて受け入れなければならないのだからかというのを問いたいと強く願っておられるからです。このような親子の思いを無にしない適切な司法判断を期待したいと思います。ぜひ皆さまも本裁判の行方に関心をよせていただけると幸いです。



## 強度行動障害者支援者養成研修が スタートしました!

今年度のゆたか福祉会「強度行動障害者支援者養成研修」が8月7～8日からスタートしました。

この研修は毎回2日間、現場で日々障害のある人たちの支援に直接かかわっている支援者を想定とした研修内容となっています。現場では、障害のある人への支援において日々さまざまな試行錯誤が行われていますが、その中で行動上の課題を抱えた人たちの支援において悩まれることもあるかと思います。

本研修では行動上の課題を抱えやすい自閉症スペクトラム症のある人の障害特性や支援方法、また本人の困り感や困難さを座学や障害疑似体験等を通し学べる研修内容となっています。

研修としては2016年度から実施しており、今

年で6年目を迎えます。昨年度はコロナ感染拡大に伴って予定されていた研修が開催できず中止する等、運営面で大変苦労をしました。今年度は昨年度の反省を踏まえ、ZOOMを使ったオンラインでの研修を整備し、受講しやすい環境を設定する事で、コロナ禍でも年5回(基礎4回、実践1回)の研修を予定しています。

研修を通じて伝えたい一番のメッセージは「困っているのは障害当事者本人」です。この研修を通して障害のある人の理解や支援の質を高める事が、障害のある人の安心した地域生活や社会参加の促進につながる事を願って、実施していきたいと思っています。

今治 信一郎

## 共同墓地「盆供養祭」開催!

～皆さんの想いも込めて 合掌～

今年も、ゆたか福祉会保護者連合会「共同墓地盆供養祭」が行われました。これまでは8月の第1日曜日に行ってきた盆供養祭ですが、今回は諸事情により8月5日(木)平日午後の開催となりました。また、昨年に引き続き、愛知県下の新型コロナウイルスの感染者数が増えていることもあり、感染防止のため「三密」とならないよ



う、参列対象者もご遺族様と事務局のみの最小人数の規模としました。

当日は天候にも恵まれる中、ご遺族様1家族と福祉村両施設長が参列し、なごみの塔の墓前と大蔵寺本堂で、読経とともに焼香を行い、故人を偲びました。参列時もマスクを着用し、読経や焼香なども参列者が近づきすぎないように十分な間隔を空けるなど、感染防止に努めました。一昨年度までは、盆供養祭の後に共同墓地管理委員会を開催していましたが、今回も昨年に続き、開催することができませんでした。

2年続けて、例年とは違う形での開催となりましたが、参列できなかった皆さんの想いも込めて、執り行うことができました。

荒川 元仁



# 障害者の「親なき後」問題と成年後見制度

## 第9回

### 死後の事務について

#### ◆はじめに

「親なき後」問題で不安に感じることは多々あると思いますが、障害者本人が亡くなったときどうなるのかということも心配事の一つであると思います。今回は成年後見制度を利用する方が亡くなったときの後見人の対応について事例を通して説明します。

#### 事例①

##### （親族がいる場合）

登場人物

A(70代男性、知的障害、成年被後見人)

B(Aの弟) C(Aの成年後見人)

Aは障害者施設で生活していましたが、ある日体調が悪くなり病院に運び込まれました。施設職員から連絡があったBとCは病院に駆けつけましたが、その後Aは亡くなりました。CはあらかじめBに成年後見制度について説明したうえでAの葬儀はBが行うことに決めていたのでBがAの葬儀や納骨を行いました。CはAの財産を整理したうえでBに渡しました。

原則、後見人の業務は本人が亡くなった時点で終了します。その後は財産の整理をして相続人(今回の場合は弟)に引き継ぐこととなります。

#### 事例②

##### （本人に親族がない場合）

登場人物

D(80代女性、知的障害、成年被後見人)

E(Dの成年後見人)

Dはグループホームで生活していましたが、体調を崩して入院することになりました。入院の手続きはDの成年後見人Eが行いました。Dは治療の中で快方に向かっていた。もともとDは高齢で頼れる親族もいない中でEは亡くなった後のことを考えて永代供養の申し込みをしました。Dが生活していたグループホームの職員、病院、Eと話し合いをするうちに退院後はグループホームに戻るのではなく、医療サービスを受けることができる施設に移る方がよいということになりました。その矢先容態が急変しDは亡くなりました。EはDに親族がないことを知っていたので家庭裁判所から本人の火葬許可をとり、火葬を行いました。火葬後遺骨は申し込んでいた永代供養の寺院に納めました。

事例②のように障害者本人に親族がない場合、原則通り後見事務を行うと誰もDの火葬を行うことができません。そこで民法では他に火葬を行う者がいない場合等に限定して家庭裁判所から許可をとり、成年後見人が火葬の契約を行い、その費用を本人の財産から支出することができます。また

本事例の場合、本人が存命のうちに永代供養を申し込んでおき死後申し込んだ永代供養をする寺院に納骨しました。しかし上で書いた火葬許可については、これは成年後見人のみに許されるものであり、保佐人や補助人の場合はすることができませんのでまた別の手段(葬儀の生前予約、互助会への加入等)を考えなければいけません。

#### ◆おわりに

今回は成年後見制度を利用する障害者が亡くなったときに後見人はどのように対応することができるか書かせていただきました。確かに成年後見人であれば本人の火葬まですることができそうですが、それは最小限ものとなります。「親あるうちの準備」として、どのように最期を迎えたいか一族のお墓はどこにあるのか、どこが菩提寺なのか誰がどの役割をするか家族で話し合っておくことでしょうか。前回紹介したエンディングノートに書いておくこともおすすめします。



7月

- 1日(木) 権利擁護・虐待防止会議
- 9日(金) 新所長研修
- 12日(月) 事業運営推進会議/  
懲罰委員会
- 13日(火) 保護者連合会定例会
- 21日(水) 広報・ホームページ  
編集委員会/副所長会議
- 26日(月) 研修部会議
- 28日(水) 所長会議/所長研修
- 30日(金) 権利擁護・虐待防止会議

## 表紙の作者紹介

### 「可愛いウサギと十五夜！」

トライズ 渡邊 拓也さん

渡邊さんは、今年の4月からトライズに入職されました。まだ入職されて間もないですが、すぐに現場のみんなと打ち解け「ずっと前からここで働いていたように思える」と言われるほどです。いつも元気に出勤されています。

乗り物が大好きでとても詳しく、絵を細かいところまで描く事も得意です。休憩時間に乗り物の絵をよく描いているのですが、今回の作品は「9月といえば十五夜だ！」と思いついたようです。この絵には乗り物が描かれていないので尋ねてみると「9月には乗り物は似合わないです！十五夜には可愛いウサギが似合う！」と答えていました。



「大好きなゴミ収集車に毎日乗って楽しいので、ずっとここで働き続けたい」とおっしゃっています。

### 賛助会員新規加入者・更新者ご芳名一覧

（7月19日～8月23日手続き分）順不同敬称略

- |      |      |      |      |      |      |                                     |      |
|------|------|------|------|------|------|-------------------------------------|------|
| 浅海嘉夫 | 伊藤順子 | 圓尾博之 | 菅直子  | 若尾文子 | 岩本榮子 | 社会福祉法人こぶしの会<br>（株）ユニオンサービス<br>岩本工務店 | 高橋温美 |
| 岡下豊子 | 阪田正子 | 鈴木智  | 渡邊洋子 | 井出由紀 | 山崎恭裕 |                                     |      |
|      |      |      |      |      | 遊佐和美 |                                     |      |
|      |      |      |      |      | 渡辺正春 |                                     |      |

※利用者・保護者・職員の皆さんからも多くのご寄附をいただきました。

ありがとうございました

### ヤマト福祉財団からベトナム人材交流事業の書籍出版について助成金を頂きました。

この間、私達も含む愛知の3法人が取り組んでいるベトナム人材交流事業について、活動を書籍としてまとめ紹介したいということで、ヤマト福祉財団に申請をしていました。この度今年度事業として認めて頂き、助成金を頂くことになりました。8月10日には贈呈式を行いました。ご支援ありがとうございました。出版は3月末の予定です。

### 広報・464号

2021年9月号(2021年9月10日発行)

定価1部100円

法人協会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます

発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会

印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会員費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会員費 = 年間1口6,000円、  
賛助会員(個人1口3,000円、企業団体等1口5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884  
・中京銀行 鳴海支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会



# ゆたか福祉会 事業一覧

一人ひとりが主人公。  
みんなの夢が  
息づく場所です！

**法人本部** ..... ☎ 052-698-7356  
法人本部  
ゆたか障害者福祉研究所

**名古屋事業本部**  
ゆたか作業所(南区) ..... ☎ 052-692-3531  
みのり共同作業所(南区) ..... ☎ 052-612-6237  
リサイクルみなみ作業所(南区) ..... ☎ 052-612-5391  
トライズ(南区) ..... ☎ 052-825-4022  
ふれあい共同作業所(南区) ..... ☎ 052-613-2479  
ワークセンターフレンズ星崎(南区) ... ☎ 052-824-4450  
なるみ作業所(緑区) ..... ☎ 052-878-6921  
ゆたか希望の家(緑区) ..... ☎ 052-878-6912  
つゆはし作業所(中川区) ..... ☎ 052-353-3175  
リサイクル港作業所(港区) ..... ☎ 052-382-1933  
みらいろ(港区) ..... ☎ 052-382-3200

**相談支援事業本部**  
緑区障害者基幹相談支援センター  
障害者相談支援センターみどり(緑区) ☎ 052-892-6333  
地域活動支援センターしかやま(緑区) ☎ 052-892-6006  
ゆたか相談支援事業所どうとく(南区) ☎ 052-692-3539  
相談支援事業所ゆたか通勤寮(南区) ☎ 052-611-7789  
相談支援事業所ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-8776  
ゆたか相談支援事業所あおなみ(港区) ☎ 052-382-1991

**尾張事業本部**  
あかつき共同作業所 ..... ☎ 0568-25-0171  
あかつきヘルパーステーションはなキリン  
ゆたか生活支援事業所尾張  
ケアホーム徳重 ..... ☎ 0568-22-8587  
ケアホーム北野 ..... ☎ 0568-68-8844  
ケアホームあかつき ..... ☎ 0568-54-2700

**福祉村事業本部**  
第2ゆたか希望の家 ..... ☎ 0536-65-0370  
グループハウスなぐら  
デイサービスなぐら【高齢】  
生活サポートセンター名倉【相談】 ☎ 0536-65-0372

**地域支援事業本部**  
ゆたか通勤寮 ..... ☎ 052-611-7781  
ライフサポートゆたか【ヘルパー事業所】 ☎ 052-825-4404  
ゆたか生活支援事業所なかがわ  
つゆはし板倉ホーム ..... ☎ 052-354-0678  
上脇ホーム ..... ☎ 052-352-3266  
あおなみホーム ..... ☎ 052-355-9339  
サテライトあおなみ  
ホームみらい ..... ☎ 052-383-5580  
ゆたか生活支援事業所みなみ  
グループホーム エール ..... ☎ 052-619-6052  
エールI・エールII  
ホームみのり ..... ☎ 052-612-9480  
元塩ホーム ..... ☎ 052-614-4691  
サテライト元塩 I・II  
第二八光荘 ..... ☎ 052-612-3986

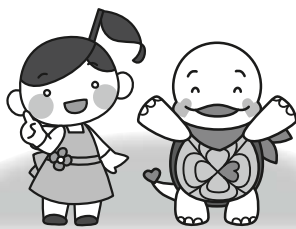
ゆたか生活支援事業所かさでら  
かさでらホーム ..... ☎ 052-618-7171  
ひいらぎホーム ..... ☎ 052-611-6955  
粕島ホーム ..... ☎ 052-824-9590  
ひろめホーム

ゆたか生活支援事業所なるお  
ほしざきホーム ..... ☎ 052-825-4359  
ゆたか鳴尾寮 ..... ☎ 052-613-3021  
鳴尾ホーム ..... ☎ 052-611-3588  
第一八光荘 ..... ☎ 052-614-4345  
わかばホーム ..... ☎ 052-614-2785  
あさがおホーム ..... ☎ 052-613-5606

ゆたか生活支援事業所みどり  
大清水ケアホーム ..... ☎ 052-876-8820  
なるみホームひまわり ..... ☎ 052-893-7575  
かきつばたホーム ..... ☎ 052-680-7777  
みずひろホーム ..... ☎ 052-715-8336

ゆたか生活支援事業所あつた  
第1ホーム白鳥 ..... ☎ 052-671-0067  
第2ホーム白鳥  
第3ホーム白鳥  
第1ゆたかホーム太陽 ..... ☎ 052-691-4004  
第2ゆたかホーム太陽  
明治ホーム

**名古屋高齢事業本部**  
ケアサポート宝南  
デイサービス宝南 ..... ☎ 052-618-0205  
グループホーム宝南の家 ..... ☎ 052-613-5081  
ケアサポート宝南【相談】 ..... ☎ 052-613-6055





# その人らしく働く 暮らす

Vol.97

## 仲間



「いつからでも挑戦、活躍できるんです！」

ワークセンターフレンズ星崎 磯和自香さん

2013年4月に入所され、今年で9年目になる磯和さん。来年で還暦を迎えられます。

学校卒業後、他の作業所に半年ほど通われましたが、諸事情で退所され、その後は33年間、ご自宅在宅生活をおくられていました。親御さんが体調を崩され、日中の在宅生活が難しくなってきたことから通われることになりました。

そんな磯和さんは、当初から就労継続B型の現場に所属され、毎日、何千、何万という枚数のダイレクトメールの作業を黙々とこなして下さっています。一日の立ち作業にもかわらず、疲れた顔も見せず、いつも元気な声でみんなを励ましながら働いておられます。

いまでは週末などにシヨートステイも利用され、楽しかっ

たことや、趣味の創作をしたことなどをいつも話してくださいませ。

難しい作業でも投げ出さず、

いつも一生懸命。難しいのではないかと思われていた作業も、日を追うごとに上達され、その活躍ぶりに職員も驚かさず、学ばせてもらっています。

いつも明るい声で司会をしたり、休み時間には冗談を言ったり、笑いあったり…現場を明るくしてくださいさる磯和さんです。

住屋 信吾



集中して作業に取り組んでいます。

## 職員



「楽しいを共有できるから頑張れる」

ゆたか生活支援事業所かさでら 清水 亮如

私は、2015年4月にゆたか福祉会に入職し、7年目となります。

ゆたか福祉会との出会いは、大学3年生の社会福祉実習でワークセンターフレンズ星崎にてお世話になった事です。

障害を持った方と接する機会がほとんど無く、「怖い」という印象を持ったまま入った実習でしたが、そのような印象はすぐに消える事となりました。一生懸命働く仲間

の姿を見て「自分も仕事へ一生懸命に向き合える大人になりたい」と感じました。

実習中、仲間と働く時間や休憩中の談笑など、共に時間を過ごさせていただくうちに楽しさを覚えました。また、実習指導の方から「怖いという気持ちは無知から来るもの」と教えていただき、その人を知る事の大切さを学び、今でも心掛けています。

入職3年目までは、第2ゆたか



朝の日課「日本地図を完成させるぞ〜！」

希望の家でたくさんの方の事を学び、山暮らしも経験をさせていただけました。その後、事業所あつたで初めての地域支援を経験させていただけ、今年度より事業所かさでらへ異動となりました。各配属先では、慣れずに悩むこともありましたが、先輩職員との出会いに恵まれ、たくさん助けていただき、学びながらここまで来ることができました。

仲間との取り組みや旅行は本当に楽しい思い出です。これからは、今までの経験を活かして仲間と様々な時間の共有はもちろん、職員集団の中でも皆と協力をしながら素敵な時間を過ごしていきたいです。